

## 盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について

1. 概 要

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定することとしている。
- 基本方針は、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴いて定めることとなるが、その案について御検討いただきたい。

2. 基本方針の骨子イメージ

→別紙

3. 検討スケジュール（案）

令和4年6月15日（水）	第1回検討会	骨子案の提示
7月下旬	第2回検討会	基本方針案の提示
9月上旬	第3回検討会	基本方針（案）セット
		関係行政機関協議
		地方公共団体に事前提示
令和5年5月		社会資本整備審議会の意見聴取
		基本方針セット

## 盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針（骨子案）

I. 盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な事項

- 基本方針の位置づけ
- 盛土等に伴う災害の防止についての基本的な考え方 等

II. 「基礎調査」の実施について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定のための調査
  - 目的、対象とする区域の考え方、区域指定のための調査方法 等
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な調査
  - 目的、調査対象とする盛土の考え方、対象となる盛土の調査方法 等

III. 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続（関係市町村長の意見聴取、指定区域の公示、関係市町村長への通知等） 等

IV. その他、盛土等に伴う災害の防止に関する重要事項

- 法執行体制・能力の強化
  - ・不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
  - ・地方公共団体における新たな法制度所管部局、廃棄物担当部局、警察等との連絡会議、人事交流等の実施 等
- その他の重要事項